

日本家禽学会規約

第 1 条 名 称

本会は日本家禽学会と称する。

第 2 条 事務所

本会の事務所は農業・食品産業総合研究機構 畜産草地研究所（茨城県つくば市池の台 2）におく。

第 3 条 目 的

本会は家禽に関する研究を促進し、もってわが国家禽産業の進展をはかるとともに、世界家禽学会日本支部として国際的立場から家禽産業の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 事 業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 家禽に関する研究発表会等の開催
2. 機関誌の発行
3. 学会ならびに業界の諸資料、業績等の交換及び海外への紹介
4. 海外の情報、資料、業績等をわが国の関係学会、業界に紹介
5. 本会功労者の表彰
6. 家禽に関する学術の進歩発展に貢献した者の表彰
7. 世界家禽学会の行なう事業への協力、たとえば世界家禽会議に提出する論文の審査ならびに斡旋等
8. その他本会の目的達成に必要な事業

第 5 条 会 員

本会の会員は正会員、学生会員、高校生会員、シニア会員、外国人特別会員、賛助会員及び名誉会員とする。

正会員ならびに学生会員は家禽についての知識および経験を有する個人であって、世界家禽学会に加入しているものをそれぞれ A 正会員、A 学生会員とし、加入していない者をそれぞれ B 正会員、B 学生会員とする。

2. 学生会員は本学会の目的に賛同し、大学またはこれに準ずる学校に在籍するものとする。
3. 高校生会員は本学会の目的に賛同し、高等学校またはこれに準ずる学校に在籍する個人または団体とする。高校生会員は在籍する学校を卒業した時点でその資格を失うものとする。引き続き日本家禽学会の会員となることを希望する場合には、その身分により学生会員あるいは正会員として活動するものとする。
4. シニア会員は 65 歳以上で、正会員として本学会に 10 年以上在籍した履歴を有し、会員の継続を希望する個人とする。シニア会員は講演要旨集を配布するものを A シニア会員、配布しないものを B シニア会員とする。
5. 外国人特別会員は海外に居住する外国人で、本学会の目的に賛同し、家禽についての知識および経験を有する個人とする。
6. 賛助会員は本会の事業に協賛しその後援をなすものであって、世界家禽学会に加入しているものを A 賛助会員とし、加入していないものを B 賛助会員とする。
7. 名誉会員は本会に特に功績のあったものとする。第 6 条 加 入
本会に入会しようとするものは所定の申込書により承認を求めものとする。

第 7 条 脱 退

退会しようとするときはあらかじめ本会に届出、承認を求めものとする。

第8条 強制退会

本会の会費を滞納したものは、評議員会の議を経て強制退会させることができる。

第9条 除名

本会の名誉を毀損するようなことのあるものは、評議員会の議を経て除名することができる。

第10条 会費

本会の会費は次のように定める。

A 正会員 年額 10,000 円（世界家禽学会費を含む）

A 学生会員 〃 4,500 円（ 〃 ）

A 賛助会員 〃 47,000 円（ 〃 ）

B 正会員 〃 7,000 円

B 学生会員 〃 3,000 円

B 賛助会員 〃 40,000 円

A シニア会員 〃 5,000 円

B シニア会員 〃 3,000 円

高校生会員 無料

外国人特別会員 〃 50 米ドル

第11条 役員

本会は次の役員をおく。

理事 15 名（うち会長 1 名、副会長 2 名および常務理事若干名を含む）

監事 3 名

第12条 役員の仕事

1. 会長は会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐しうち 1 名は主として渉外関係を担当する。
副会長は会長の事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序に従って、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、規約に定めるもののほか、総会および評議員会の権限に属する以外の事項を審議し、執行する。
4. 常務理事は会長を補佐し、理事会の決定に基づき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
5. 監事は会務の監査を行なう。

第13条 評議員

本会に評議員をおきその定数は 45 名以上 50 名以内とする。評議員は評議員会を組織し、本会運営上の重要事項について審議する。

第14条 役員および評議員の任期

役員および評議員の任期は 2 年とする。但し、重任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は現在役員の残任期間とする。

役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

第15条 世界家禽学会カウンセラーおよび世界家禽学会日本支部セクレタリー

本会は世界家禽学会カウンセラーおよび世界家禽学会日本支部セクレタリーを選出し、その定数および任期は世界家禽学会の規約による。

世界家禽学会カウンセラーおよび世界家禽学会日本支部セクレタリーは日本支部の意向を世界家禽学会に反映させ、同学会の目的達成に協力するものとする。

第16条 職員

本会の事務を処理するため、職員をおくことができる。

職員は有給とする。

第17条 役員，評議員，世界家禽学会カウンセラーおよび世界家禽学会日本支部セクレタリーの選出

役員および評議員の選出は，選考代議員会において，正会員中より候補者を定め，評議員会の議を経て，総会において決定する。

世界家禽学会カウンセラーおよび世界家禽学会日本支部セクレタリーは評議員会が A 正会員の中より推薦し，総会において決定する。

第18条 理事会

理事会は会長が招集し，議長は会長がこれに当る。

2. 理事会は，理事数の3分の2以上出席しなければ議決することができない。ただし，当該議事につき，書面をもって，あらかじめ意志を表示したものは，出席者とみなす。

3. 理事会の議事は，別段の定めがある場合を除くほか，出席理事の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

第19条 評議員会

評議員会は，随時会長が招集し，議長は会長がこれに当る。

2. 評議員会は評議員現在数の5分の1以上出席しなければ，議事を開き，議決することができない。ただし，当該事項につき，書面をもって，あらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

3. 評議員会の議決は別段の定めがある場合を除き，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条 総会

総会は通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回会長がこれを招集する。

3. 臨時総会は会長が必要であると認めるときまたは5分の1以上の会員が会議に付すべき事項を示して，総会の招集を請求した場合に会長がこれを招集する。

4. 総会の招集は開会の7日前までにその会議の目的である事項を示し，これを会員に通知する。

5. 次の事項は総会の議決を経なければならない。

(イ) 事業計画および収支予算

(ロ) 事業報告および収支決算

(ハ) 役員，評議員，世界家禽学会カウンセラーおよび世界家禽学会日本支部セクレタリーの選任

(ニ) 規約の変更

(ホ) 解散

(ヘ) その他理事会の必要と認めた事項

6. 総会の定数は出席会員の数とする。

7. 総会においてはあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし，出席会員の3分の2以上の同意があるときは，他の事項についても議決することができる。

8. 総会の議決は出席した会員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長がこれを決する。ただし，規約変更の議決については出席した会員の3分の2以上，解散の議決については会員が3分の2以上出席しその議決権の4分の3以上をもってする。

9. 総会の議決を要する事項で急を要し、総会を招集する暇がないと認めたときは会長はこれを評議員会の議決を経て処理することができる。また書面で表決することができる。
前項の場合においては会長は次の総会においてその承認を求めなければならない。
10. 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。

第21条 会計

本会の経費は次に掲げるものをもってあてる。

1. 会費
2. 寄附金
3. 補助金
4. その他の収入

本会の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

第22条 解散に伴う残余財産の処理

本会の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会おのおのの4分の3以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

附則

1. この規約は2018年9月6日から施行する。